

農業用施設等の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて

農業用施設

1. 農地等の保全又は利用の増進上必要な施設
(農業用道路、排水路、ため池、防風林、土留工等)



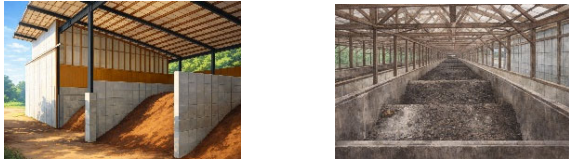
2. 農業生産に係る施設
(畜舎、温室(植物工場含む)、農機具格納庫等)



3. 農産物の集出荷・貯蔵・調製等に係る施設
(乾燥施設、選果場、カントリーエレベーター等)



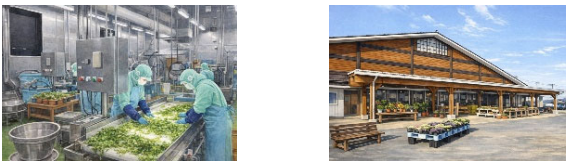
4. 堆肥の製造に係る施設
(堆肥処理施設、堆肥舎、家畜糞尿処理施設等)



5. 農業廃棄物の処理に係る施設
(農業廃棄物処理施設、もみ殻処理施設等)



7. 農畜産物の処理加工・販売等に係る施設
(農産物加工施設、農産物販売施設、農家レストラン等)



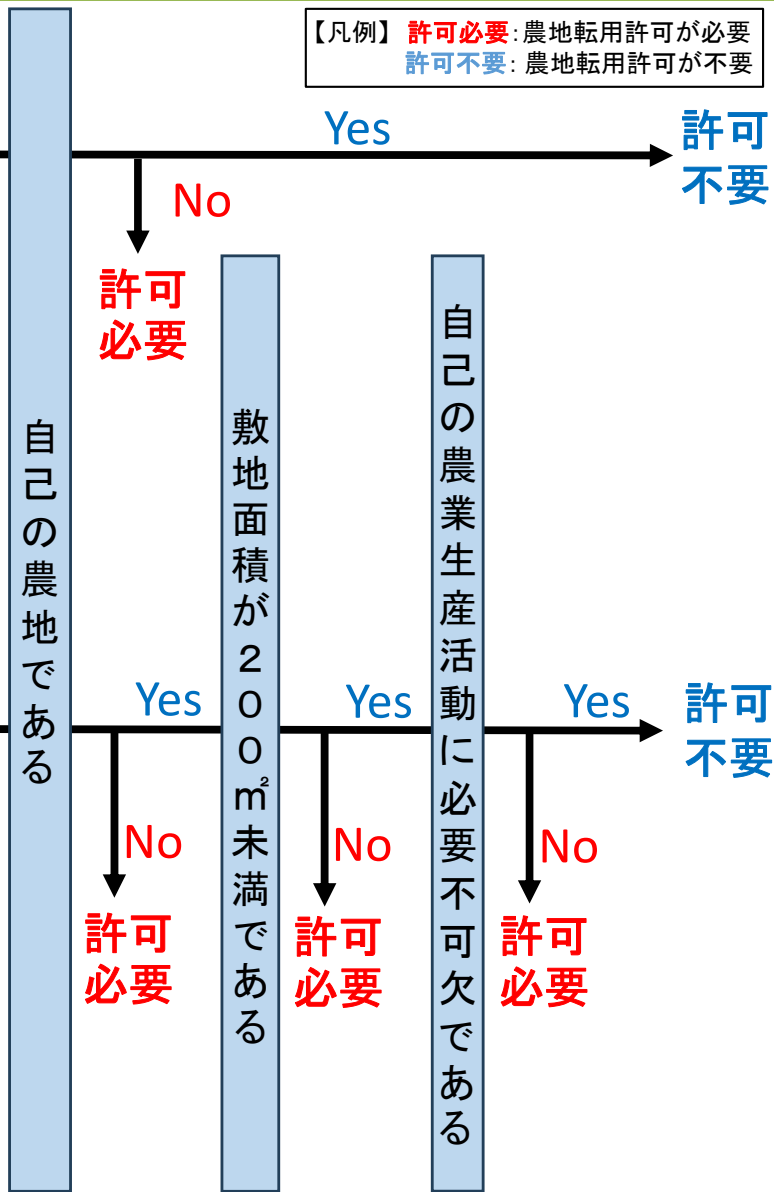
※農用区域内の場合は、農業者が設置・管理し、主として(量的又は金額的に5割以上)、自己の農作物及び同一市町村内で生産される農畜産物を使用する必要

6. 農地(観光農園含む)又は2~5の施設に附帯して設置される
駐車場、トイレ、更衣室、事務所、休憩所、飲水・手洗所等



8. 7の施設に附帯して設置される**駐車場、トイレ、更衣室、事務所、休憩所、飲水・手洗所等**

【凡例】 **許可必要**: 農地転用許可が必要
許可不要: 農地転用許可が不要



※1 許可不要のものであっても、届出等の手続きが必要になる場合がありますので、設置に当たっては、あらかじめ農地が所在する市町村の農業委員会に必ずご相談ください。

※2 農地法以外の法令(都市計画法や建築基準法等)の許認可が必要になる場合がありますので、各法令の所管部署にお問い合わせください。

農畜産物処理 加工販売施設

許可必要